

プラマーク分別ガイド
保存版

環境にやさしい持続可能な社会を目指して

プラマーク容器包装物の
分別収集がスタートします

平成27年
1月から



宇治田原町

1 プラマーク容器包装物とは

宇治田原町では平成27年1月からプラスチック製の容器包装を「プラマーク容器包装物」として分別収集を実施します。

プラマーク容器包装物(プラスチック製容器包装)分別収集の目的は

本町では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、容器包装リサイクル法）」に基づき、平成10年度からペットボトル、平成13年度からは発泡スチロール・発泡トレイの分別収集を住民の皆さんのご協力を得て実施しています。

城南衛生管理組合では、粗大ごみ処理施設の更新に併せて、ペットボトル・発泡スチロール・発泡トレイ以外のプラスチック製容器包装を資源化する施設の建設を進めており、城南衛生管理組合構成市町（宇治市・城陽市・八幡市・久御山町・井手町・宇治田原町）においても、更なるごみの減量化・再資源化などを図るため分別収集に取り組みます。

容器包装リサイクル法とは

家庭から出るごみの中で、“容器包装廃棄物（プラスチックごみ）”は、容量で約60%を占めています。この“容器包装廃棄物”を資源化するために容器包装リサイクル法が制定されています。

この法律は、「消費者(みなさん)がごみを分別し出す」→「自治体(町)がごみを収集し保管する」→「容器包装を製造もしくは利用する「事業者」がリサイクルの義務を負う」という役割分担が定められています。そのため、「プラマーク」はこれらの事業者がリサイクル費用を負担している証として、対象とする容器包装に表示されています。

プラマーク容器包装物ってどんなもの？

商品を入れたり包んだりしているプラスチックの「容器」や「包装」のことで、商品が消費されたり、分離されることにより不要となるもののことを「プラスチック製容器包装物」といい、プラマークの表示が義務付けられています。

町ではこのプラマークを目印にリサイクルできる資源ごみとして分別することから、分別区分の名称を「プラマーク容器包装物」とします



この識別マーク
が目印です

2 プラマーク容器包装物の対象となるプラスチック類

これまで「燃やさないごみ」として分別していたもののうち
次のものが「プラマーク容器包装物」となります。

ボトル類

食用油・ソース・醤油などの容器、シャンプー、リンス、洗剤、化粧品の容器
など



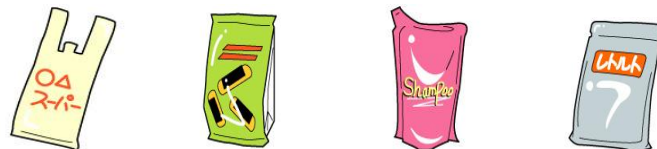
カップ・トレイ類

カップめん、豆腐、弁当箱などの容器、卵のパック、プリンのカップ、食品トレー
など



袋類

レジ袋、お菓子やパン、インスタントラーメンの外装、販売弁当や魚などがのって
いるトレーのラップ、トイレットペーパーの外装、衣料品の袋 など



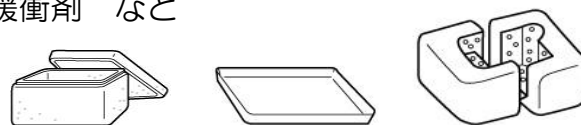
チューブ・ふた類

マヨネーズ・ケチャップ・わさびなどのチューブ、歯磨き粉・化粧品などのプラチ
ューブ、びんや調味料のフタ、野菜ネット、錠剤の包装シート など



発泡スチロール (これまでは資源物として分別していましたが、平成 27 年 1 月からプラマーク容器包装物として分別していただくこととなります)

食品発泡トレイ・発泡スチロール・緩衝剤 など



同じプラスチック製のものでも、容器や包装でない商品そのもの（例: シャープペン、おもちゃ、バケツ、ビデオテープ、CDケースなど）は対象となりません。今までどおり「燃やさないごみ」へ出してください。

3 プラマーク容器包装物の出し方

① プラマークを確認する

■ 分別対象となるプラスチック製の容器包装には「プラマーク」がついています。マークは袋本体やラベル、フタなどについていますので、探してみてください。



こんな場合は…?



プリンのカップ



カップ:PS
外装フィルム:PP

カップと外装フィルムで異なる種類のプラスチックが使われていますが、どちらもプラマーク容器包装物です。



カップ麺の容器



フタ 外装フィルム:PP

フタは紙製（燃やすごみ）で、外装フィルムがプラマーク容器包装物です。

② 汚れを取り除く

■ 汚れが付いているとリサイクルできません。目で見て汚れがわからない程度にふき取ったり水ですすいだりしてください。



中を軽くすすぐときは洗剤で洗う必要はありませんが、食器洗いの残り水につけて洗ったり、古布（ハギレ）でふき取るときれいに取ることができます。

汚れが落ちないものは？

▶ 調味料や歯磨き粉のチューブのように中を洗うのが難しいもの、少し洗っただけでは落ちないひどい汚れが付いたものもあります。こうしたものはプラマーク容器包装物として出さずに、“燃やすごみ”として出してください。

③ 袋に入れて出す

■ 中身がはっきりと確認できる透明の袋にまとめて入れてください。（普段「燃やすごみ」などを出している袋で結構です）

4 プラマーク容器包装物の収集日

平成27年1月から週1回収集します。
指定する曜日の午前8時30分までに出してください。

分別区分 地域		燃 や す ご み	乾 電 池	カ セ ッ ト ボ ン ベ 缶	ス プ レ ー 缶	燃 や さ な い ご み	資源物				プ ラ マ ー ク 包 装 物
							飲 食 料 缶	ペ ット ボ ト ル	飲 食 料 ガ ラ ス ビン	紙 パ ッ ク	
A 地 域	岩山 禅定寺 立川 湯屋谷 荒木 奥山田	毎週 月・木曜日		毎週 火曜日	毎月 第1・3水曜日	毎月 第2・4水曜日	毎週 金曜日				
B 地 域	高尾 郷之口 贄田 銘城台 南 緑苑坂	毎週 火・金曜日		毎週 月曜日	毎月 第2・4水曜日	毎月 第1・3水曜日	毎週 木曜日				

※1月については、変則になりますのでご注意ください。

5 プラマーク容器包装物 Q&A

Q. 汚れはどのくらいきれいにすればいいのですか？

A. 中身を使い切ってから、洗い物の残り水などで中身が落ちる程度（目で見てわからない程度）に軽くすすいでください。汚れが取れない場合は、燃やすごみに出してください。

Q. 今まで分別収集していた食品発泡トレイや発泡スチロールはどうしたらいいですか？

A. 食材などが入っている発泡トレイは、今回からプラマーク容器包装物として出してください。また、スーパー等の店頭回収もご利用ください。

Q. ペットボトルやキャップはどのように分別するのですか？

A. ペットボトルはキャップを外し、これまでどおり”資源物”として出してください。キャップは各地域の公民館等に設置している回収拠点までお持ちいただきますようご協力をお願いします。

Q. シールやラベルははがさなければいけませんか？

A. シールやラベルは簡単にはがせるものだけはがしてください。はがしにくいものはそのまま出していただいて結構です。

Q. 集められたプラマーク容器包装物はどのようにリサイクルされるのですか？

A. 城南衛生管理組合の処理施設でリサイクルに適したものを選別、梱包します。梱包されたものは日本容器包装リサイクル協会が指定するリサイクル業者に引き渡され、新たなプラスチック製品の材料や製鉄に必要な化学原料などとして使われます。

プラマーク分別ガイド(保存版)
＜発行・編集＞

宇治田原町建設・環境課
〒610-0289

京都府綴喜郡宇治田原町荒木西出 10

TEL 0774 - 88 - 6639

FAX 0774 - 88 - 3231

E-mail junkan@town.ujitawara.kyoto.jp

URL <http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>

プラマーク容器包装物の分別収集にともなうごみの分け方

《平成26年12月まで》

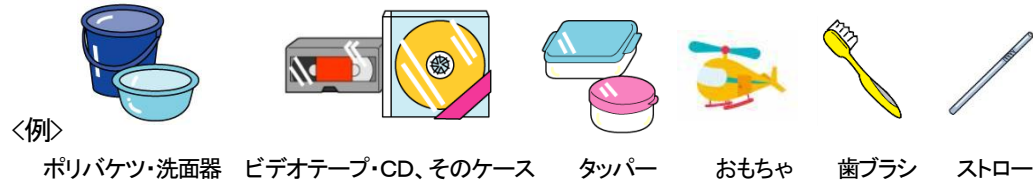


《平成27年1月から》

プラマーク容器包装物の対象外のもの

プラスチック製の製品そのもの

プラスチック製でも、それ自体が製品である場合は対象外です。従来どおり「燃やさないごみ」で出してください。



プラマークが
付いていても

洗っても汚れの取れないものは「燃やすごみ」!

